

# 災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と宗教法人光明寺（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設を遺体安置所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）に、甲が乙の所有する施設を遺体の検視・検案及び安置、遺留品の保管、遺体の遺族への引き渡し等を行うための施設（以下「遺体安置所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （対象施設）

第2条 甲が遺体安置所として使用できる施設は、次のとおりとする。

施設名称	千葉光明寺
所在地	千葉市稲毛区穴川町383番地3
提供範囲	千葉光明寺 本堂2階 196㎡
収容人数	約100体
特記事項	提供範囲以外の施設等については、その都度甲乙で協議するものとする。

## （協力要請）

第3条 甲は、乙の施設に遺体安置所を開設する必要が生じた場合は、乙に対し、遺体安置所の開設、運営等への協力を要請することができるものとする。

## （要請手続き）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、施設の遺体安置所としての使用、遺体安置のために必要な照明・冷房の使用等について、施設運営に支障のない範囲において協力するものとする。

## （遺体安置所の管理運営）

第5条 遺体安置所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

## （開設期間）

第6条 遺体安置所の開設期間は、災害発生日から10日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

(遺体安置所の閉鎖)

第7条 甲は、乙が早期に本来の活動等を再開できるよう配慮するとともに、当該遺体安置所の早期解消に努めるものとする。

2 甲は、遺体安置所を閉鎖する場合は、文書を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 遺体安置所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額については甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

2 遺体安置所の開設期間中に、当該使用に関して施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は遺体安置所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年7月31日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月31日